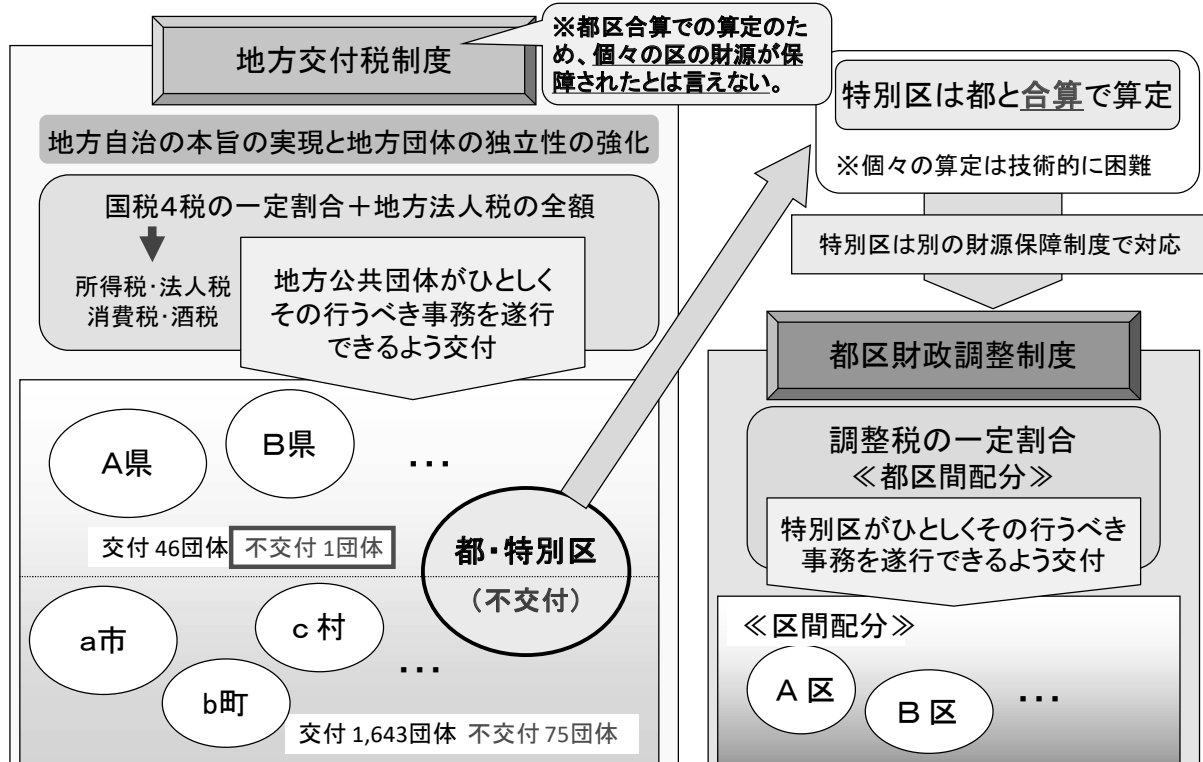


IV 都区財政調整制度と協議の現状

2つの財政調整制度



※交付団体数は令和2年度 基準財政需要額－基準財政収入額＝交付額（※収入超過は不交付）

都区財政調整制度が必要な理由

- 大都市としての一体性・統一性を確保するため、事務配分や課税権の特例に対応した財源保障制度が必要
- 都に留保される事務に市町村税を充てるため、都区間の財源配分が必要
⇒ 都と特別区の財源配分機能
- 特別区相互間に著しい税源の偏在がある中で、行政水準の均衡が必要
⇒ 特別区の財源保障機能、財源調整機能

特別区に関する財政制度上の特例措置

項 目	特別区の特例	特例が置かれている理由
市 町 村 税 (地 方 税 法)	○以下の税目は都が課税 (普通税) ・市町村民税法人分 ・固定資産税 ・特別土地保有税 (目的税) ・事業所税 ・都市計画税	○以下に該当する税を都区財政調整の財源とするため ・特別区相互間において特に税源の偏在が見られる税であること ・都と特別区の財源調整を賄うに足る規模を有すること ・税の使途が制限されていないこと ○事業所税の目的である都市環境の整備事業は広域的な地域を視野に入れて事業展開することが必要 ○都市計画税の目的である都市計画事業のかなりの部分を都が実施、また固定資産税を都が課税
交 付 金 (地 方 税 法)	○以下の交付金は都に交付 ・国有資産等所在市町村交付金 ・国有提供施設等所在市町村交付金	○都が課税する固定資産税に関連する代替措置であるため
地 方 譲 与 税 (各 譲 与 税 法)	○以下の譲与税は都に譲与 ・特別とん譲与税	
地 方 交 付 税 (地方交付税法)	○都区合算(特別区の区域全体を一の市町村とみなし都分と合算算定、都に交付)	○全国の普遍的・標準的な行政水準を確保する交付税制度の中で、都区間の事務や財源区分等の特例に応じた個別算定は技術的に極めて困難 ○交付税制度と都区財政調整制度が相まって都区双方の財源を保障
財 政 調 整 (地 方 自 治 法)	○以下の税目等の一定割合を財源に都が区に特別区財政調整交付金を交付 ・市町村民税法人分 ・固定資産税 ・特別土地保有税 ・法人事業税交付対象額 ○都区財政調整に関して都区協議会で協議	○大都市の一体性・統一性を確保するため、事務配分や課税権の特例に対応した財源保障制度が必要 ○都に留保される事務に市町村税を充てるため、都区間の財源配分が必要 ○特別区相互間に著しい税源の偏在がある中で、行政水準の均衡が必要
地 方 債 (地 方 財 政 法)	○地方債を起こす場合、区の普通税以外に都の調整税についても標準税率未満である場合には都知事の許可が必要	○調整税は、特別区民にとって基幹的な税であり、都区財政調整制度を通じて特別区の固有財源的な性格を持つことから、世代間の負担公平の確保が必要

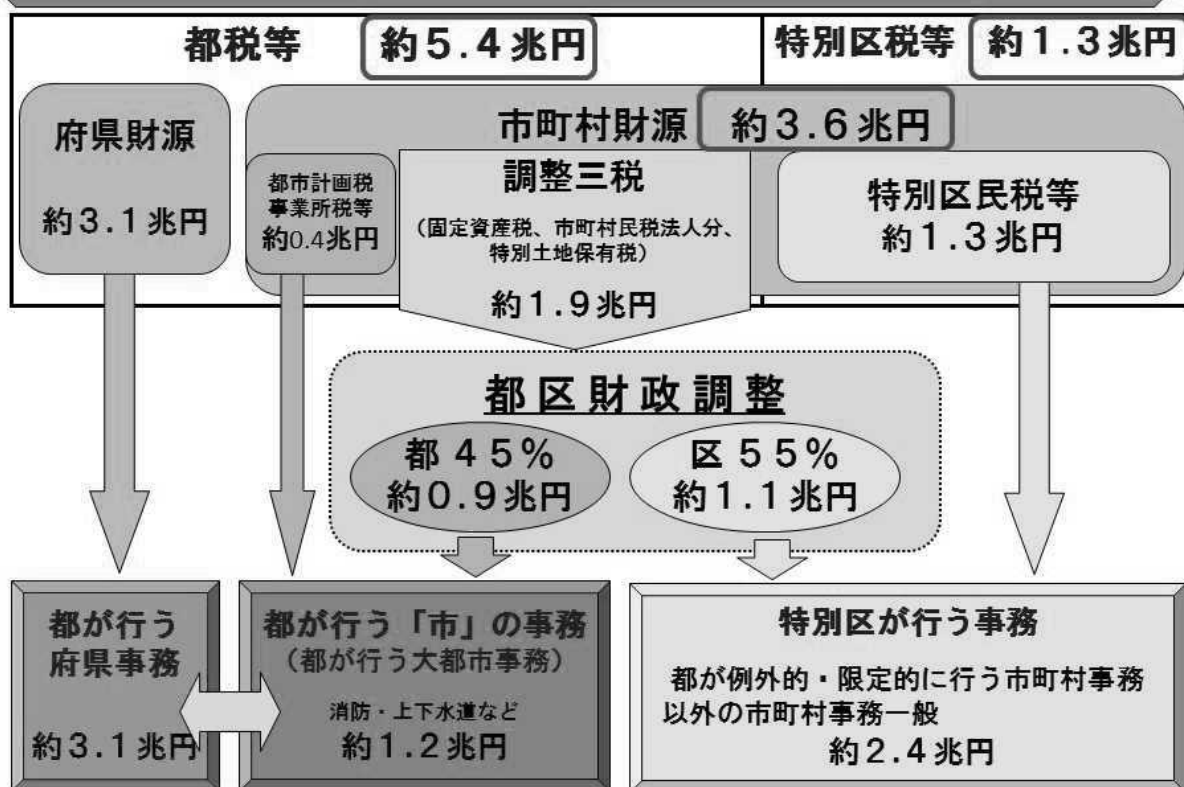
市町村税等の都区配分の状況

(単位：千円)

区 分		都		区		備 考
			３０年度決算		３０年度決算	
市	特 別 区 民 税（個 人 分）			○	973,175,898	
	市 町 村 民 税（法 人 分）	◎ (45%)	618,106,426 (278,147,892)	(55%)	(339,958,534)	(配分割合で按分後の数値)
	普 固 定 資 産 税		1,192,888,354			
	純 固 定 資 産 税	◎ (45%)	1,183,108,090 (532,398,641)	(55%)	(650,709,450)	(配分割合で按分後の数値)
	国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	○	9,780,264			
	通 軽 自 動 車 税			○	3,799,697	
	特 別 区 た ば こ 税			○	77,341,900	
	鉱 産 税			○	0	
	特 別 土 地 保 有 税	◎ (45%)	0 (0)	(55%)	(0)	(配分割合で按分後の数値)
	法 定 外 普 通 税			○	440,500	
	計	63.19% (28.63%)	1,810,994,780 (820,326,797)	36.81% (71.37%)	1,054,757,995 (2,045,425,979)	(配分割合で按分後の数値)
	入 湯 税			○	292,996	平成１２年４月区移管
	目 事 業 所 税	○	104,731,064			
	都 市 計 画 税	○	230,453,430			
	水 利 地 益 税					課税していない
町	共 同 施 設 税					課税していない
	宅 地 開 発 税					課税していない
	法 定 外 目 的 税					平成１２年４月制度創設
	計	99.91% (99.91%)	335,184,494 (335,184,494)	0.09% (0.09%)	292,996 (292,996)	(配分割合で按分後の数値)
	合 計	67.04% (36.10%)	2,146,179,274 (1,155,511,291)	32.96% (63.90%)	1,055,050,991 (2,045,718,975)	(配分割合で按分後の数値)
村	利 子 割 交 付 金			○	3,982,826	
	配 当 割 交 付 金			○	16,438,556	平成１６年４月から区に交付
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			○	16,544,067	平成１６年４月から区に交付
	地 方 消 費 税 交 付 金			○	236,248,403	
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金			○	38,150	平成１２年４月から区に交付
	軽 油 取 引 税・自 動 車 取 得 税 交 付 金			○	7,738,497	
	地 方 特 例 交 付 金 等			○	4,681,661	
	計				285,672,160	
税 交 付 金	地 方 揮 発 油 譲 与 税			○	3,909,416	平成２１年４月から区に交付
	地 方 道 路 譲 与 税			○	0	
	特 別 と ん 譲 与 税	○	341,780			
	自 動 車 重 量 譲 与 税			○	9,582,448	
	航 空 機 燃 料 譲 与 税			○	985,170	平成１２年４月から区に交付
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			○	926,044	
	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	○	29,933			
等 税	計		371,713		15,403,078	
	合 計	61.28% (33.00%)	2,146,550,987 (1,155,883,004)	38.72% (67.00%)	1,356,126,229 (2,346,794,213)	合計 3,502,677,216 (配分割合で按分後の数値)

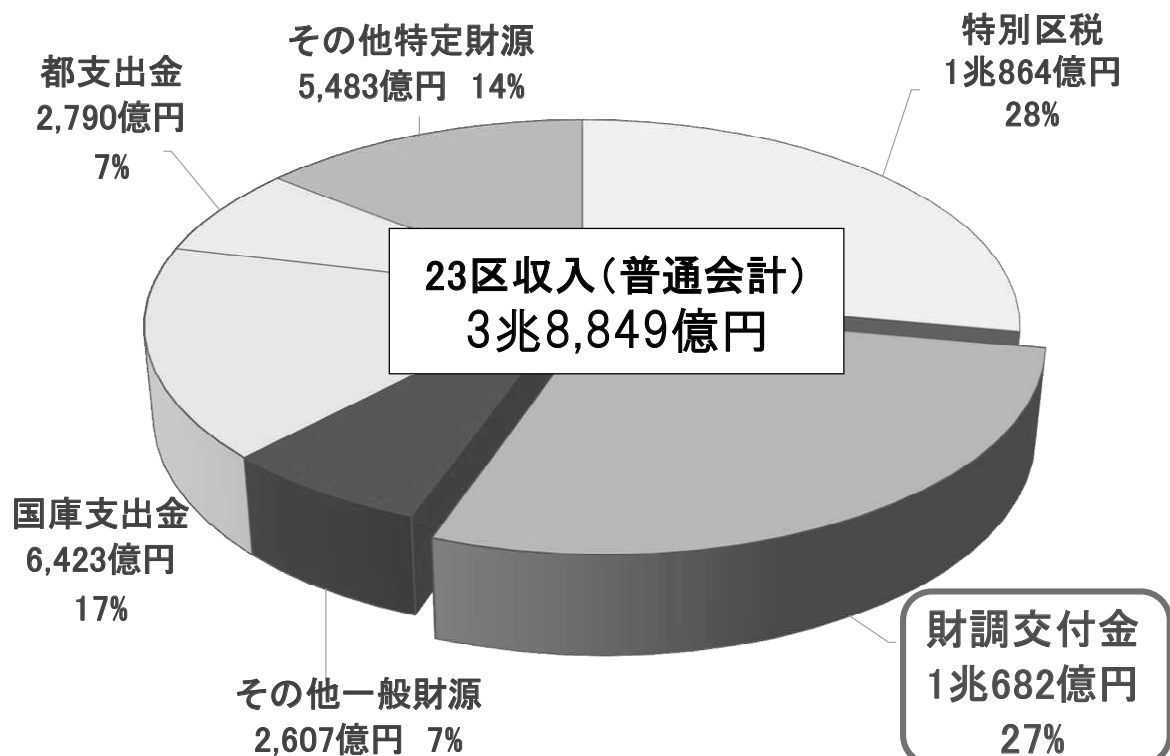
(注) ◎は都区財政調整の調整税。参考として()内に平成３０年度の都区間の配分割合で按分した数値を記載した。

都区間の一般財源配分の状況(H30年度決算)



※数値は小数点以下第2位で四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

特別区財政調整交付金の規模(H30年度)



都区財政調整制度のあらまし

1 都区財政調整制度の意義

都と特別区の間には、他の自治体には見られない、財政調整の仕組みがあります。これは、高度に人口が集中する大都市地域における行政を、広域自治体である都と基礎自治体である複数の特別区の特別な分担関係で処理する都区制度に対応した財政上の特別な制度です。

まず、通常基礎自治体が行っている事務のうち特別区の区域を通じて一体的に処理する必要のある事務（上下水道、消防等）を都が処理する特例に対応して、それに見合う基礎自治体の財源を都にも配分する必要があります。

また、個々の特別区の間には著しい税源の偏在があり、特別区の区域の行政が大都市地域としての均衡を保つためには、特別区間の財源調整を行って、必要な財源を担保する必要があります。

このため、通常基礎自治体の財源とされる税の一部を都が都税として徴収し、都区の協議により、都区間及び特別区間の財政調整を行っており、この仕組みを都区財政調整制度といいます。

平成12年に施行された都区制度改革^(注1)によって、従来政令に委ねられていた都区財政調整制度は、地方交付税と並ぶ法律上の財源保障制度として特別区の財政自主権を支えるものとなりました。

この制度は、地方交付税において都区が合算で算定されている代わりに、特別区全体及び個々の特別区の財源保障を行う役割を果たしているものでもあります。

(注1) 都区制度改革：平成12年4月、大都市地域における行政の一体性・統一性の確保に配慮しつつ、特別区の自主性・自立性を強化した改革。その結果、都は広域自治体として、特別区は基礎的自治体として法に明記され、都区間の役割分担及び財源配分の原則が定められた。

2 都区財政調整の目的

都区財政調整の目的は、①都と特別区間の財源の均衡化を図ること、また、②特別区相互間の財源の均衡化を図ること、さらに、③特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保することにあります。

この趣旨に従って、都は条例で特別区財政調整交付金を交付しています。（自治法第282条第1項）

3 特別区財政調整交付金の性格

自治法第282条第2項は、都は、都が賦課徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税（この三税を「調整税」という）の収入額と法人事業税交付対象額の合算額の一定割合を、「特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように」交付することを定めています。

このことは、都と区の事務配分に応じて、調整税等の収入額の一定割合を特別区の「固有財源」として保障するものです。都区制度改革により、法に明記されたことでその性格が一層明確になりました。

この特別区財政調整交付金は、特別区の一般財源であり、その使途は各区の自主的な判断に任されており、国や都がその使途を制限したり、条件をつけることはできません。

なお、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、固定資産税について、売上高が減少した中小企業等が所有する償却資産等に係る軽減措置の創設や、生産性革命実現に向けた特例措置の拡充・延長が行われました。このことに伴う減収については、国が全額補填するものとして、固定資産税減収補填特別交付金が創設されており、令和3年度以降、5つ目の特別区財政調整交付金の原資となることが決まっています。

4 都区間の協議

都区財政調整は、都税として徴収される三税と法人事業税交付対象額を原資として、東京都の条例に基づき、特別区への配分割合と算定方法が定められ、都の予算に計上されて、特

別区に交付されます。都が条例を定めるに当たっては、都区協議会^(注2)という法定の協議組織の意見を聴く必要があり、そのための事前協議の組織として、都区財政調整協議会を設けて毎年度都区間で協議を行っています。

都区協議会は、都知事をはじめとする都の理事者と、特別区の区長の代表者で構成されており、また都区財政調整協議会は、都の行政部長をはじめとする理事者と、特別区の副区長の代表者等で構成されています。なお、都区財政調整協議会の下に、実務的な検討を行う幹事会が設けられています。

東京都は、この協議での合意を受けて、条例改正、予算措置を行って、条例に基づく一定の基準により特別区ごとの需要額と収入額の計算を行い、不足分を交付します。

(注2) 都区協議会： 地方自治法の規定に基づき、「都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を図るため」都と特別区が共同で設ける必置機関（自治法第282条の2）。都知事が特別区財政調整交付金に関する条例を制定する場合は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならないとされている。

5 交付金の総額

交付金の総額は、都が特別区の区域で賦課・徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の収入額と法人事業税交付対象額の合算額に条例で定める一定割合を乗じた額です。

配分割合は、令和2年度都区財政調整協議において、児童相談所の設置を踏まえ特例的な対応として、令和2年度から0.1%増やし、55.1%となっています。

配分割合は、都区間の事務配分に応じて定められるものであり、税財政制度の改革や都区の役割分担の変更等があった場合に変更することとされています。

なお、現在都が処理している事務のうち基礎自治体の財源で処理すべき範囲が明確にされていないため、都区間の役割分担の明確化とそれに応じた財源配分の整理が以前から課題とされています。

$$\text{交付金の総額} = (\text{固定資産税} + \text{市町村民税法人分} + \text{特別土地保有税} + \text{法人事業税交付対象額}) \times \text{一定割合} (55.1\%)$$

6 交付金の種類

交付金には、普通交付金と特別交付金の2種類があります。

普通交付金の総額は、交付金の総額に100分の95を、特別交付金の総額は、交付金の総額に100分の5を乗じて得た額に相当する額です。

(1) 普通交付金

基準財政需要額^(注3)が、基準財政収入額^(注4)を超える区に対し交付されます。

(2) 特別交付金

普通交付金の算定期日^(注5)後に生じた災害等により特別の財政需要があるなどの事情がある区に対して、当該区の申請に基づき年2回に分けて交付されます。

(注3) 基準財政需要額： 各特別区が標準の水準で行政を行う場合に必要経費のうち一般財源で賄うべき額を一定の基準により算定したものをいう。

(注4) 基準財政収入額： 各特別区の一般財源収入額を一定の基準で算定したものをいう。

(注5) 普通交付金の算定期日： 毎年度4月1日現在により、算定する。

7 普通交付金の算定

(1) 算定の考え方

各特別区に交付される普通交付金の額は、交付金の総額の範囲内で、地方交付税に準じた方法で算定されます。

(2) 算定方法

各区に交付されるべき普通交付金の額は、各区ごとに算定された財源不足額であり、次の式で表されます。

$$\boxed{\text{財源不足額}} = \boxed{\text{基準財政需要額}} - \boxed{\text{基準財政収入額}}$$

(3) 基準財政需要額の算定

基準財政需要額は、各特別区が標準的な行政を賄うのに必要な経費について、国庫支出金等の特定財源を充てる分は除き、一般財源で対応すべき額を算出するものです。

具体的には、特別区の平均的な規模である35万人規模の団体を想定し（これを「標準区」といいます。）、そこでどのような経費が標準的に必要となるかを設定し、これをもとに、人口規模等に応じて増減させることにより、各特別区の必要額を積算する手法がとられています。

これは、算定を合理的に行うとともに、各特別区の自主的な財政運営に支障が生じないよう、できる限り自動的、客観的な方法で算定しようとするものです。

ア 経費の種類

基準財政需要額は、経常的経費と投資的経費に分かれ、さらに民生費や土木費等の各費目に区分されています。

経常的経費には、議会総務費、民生費、衛生費、清掃費、経済労働費、土木費、教育費、その他諸費の8費目、投資的経費には、その他諸費を除く7費目があります。

イ 算定方法

具体的な算定は、費目ごとに次の式によって積算した額を合計して求められます。

$$\boxed{\text{単位費用}}^{(\text{注6})} \times \boxed{\text{測定単位}}^{(\text{注7})} \times \boxed{\text{補正係数}}^{(\text{注8})}$$

測定単位とは、それぞれの費目ごとに、最も相関すると考えられる指標（人口や道路面積等）であり、それぞれの費目ごとに標準区で設定した必要経費を標準区の測定単位で割り返したもの（測定単位が人口であれば、一人当たりの必要経費となります。）が単位費用です。

この単位費用に各特別区の測定単位の数値を掛け合わせて、それぞれの特別区の必要額を算出することになりますが、実際の必要経費は、単純に測定単位の大きさに正比例して増減するわけではありません。

そこで、実際の姿とかけ離れた算定にならないよう、一定の補正を行うのが、補正係数です。

(注6) 単位費用：標準区（特別区の標準的な人口規模である35万人の団体を想定したもの）における費目ごとの測定単位あたりの一般財源所要額。

(注7) 測定単位：費目ごとに、最も相関すると思われる指標として設定したもの（人口、道路面積、児童数等）。

(注8) 補正係数：団体の規模に正比例しない経費について、実際の所要額とかけ離れた算定にならないよう、測定単位の数値を補正する係数。

(4) 基準財政収入額の算定

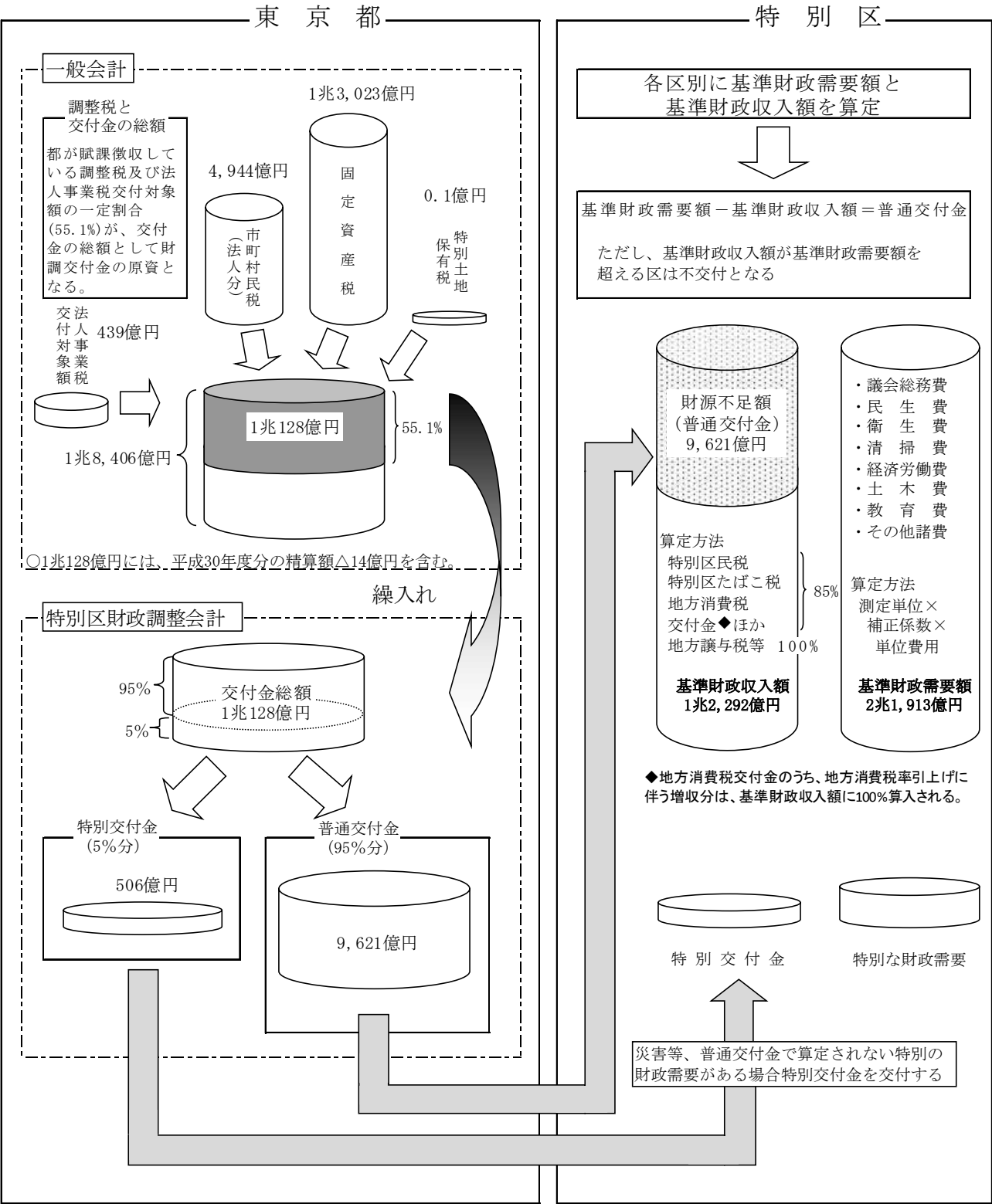
基準財政収入額は、基準財政需要額に充てられる各特別区の特別区税や地方譲与税等の一般財源収入額を見込むものです。

このうち、地方譲与税等及び地方消費税交付金のうち地方消費税率引上げに伴う増収分以外は、見込額の85%分を基準財政収入額として算定し、15%分は、各特別区が基準財政需要額に相当する経費以外の財源に使えるようにしています。

特別区全体の見込額をもとに、税目等ごとの過去3カ年の構成比等により各特別区の額が算定されます。

$$\boxed{\text{基準財政収入額}} = (\boxed{\text{標準的な地方税収入見込額}} \times 85\%) + \boxed{\text{地方譲与税等及び地方消費税交付金のうち地方消費税率引上げに伴う増収分の見込額}}$$

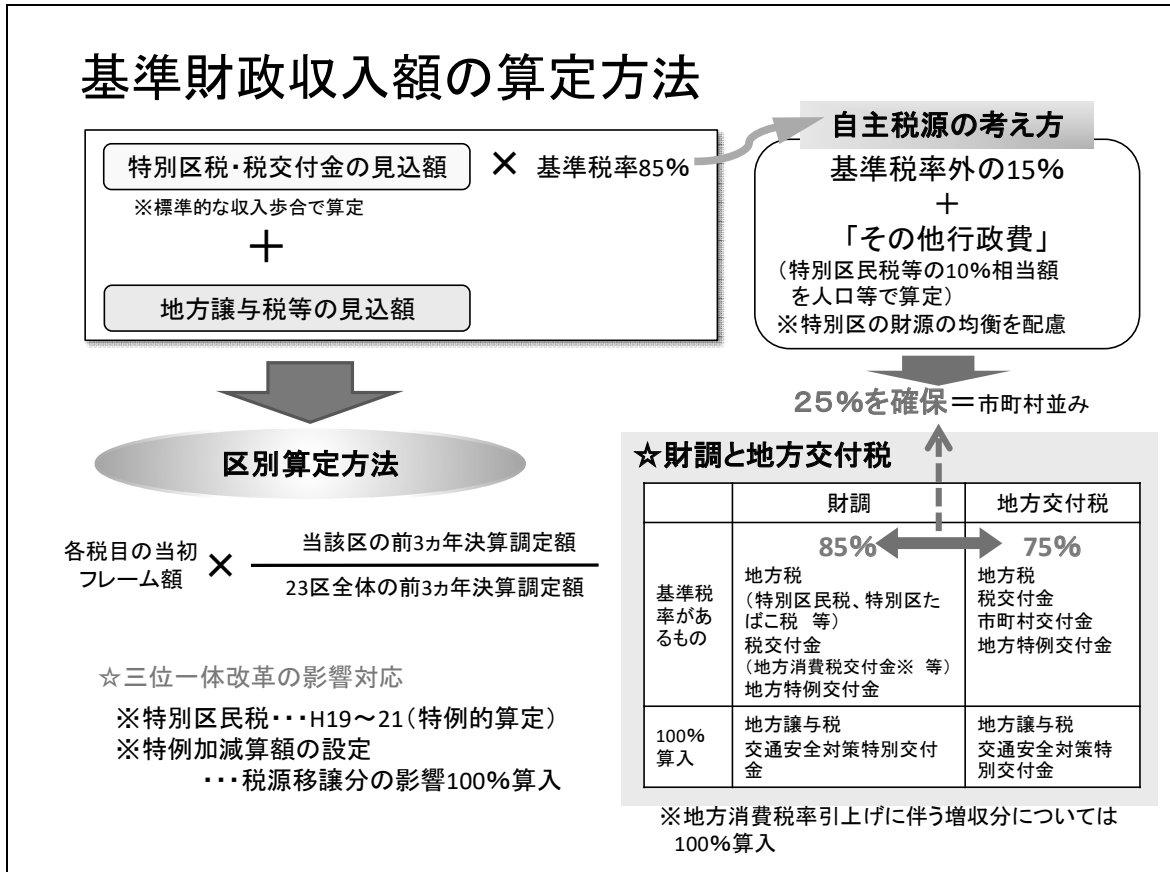
特別区財政調整交付金算定の仕組み



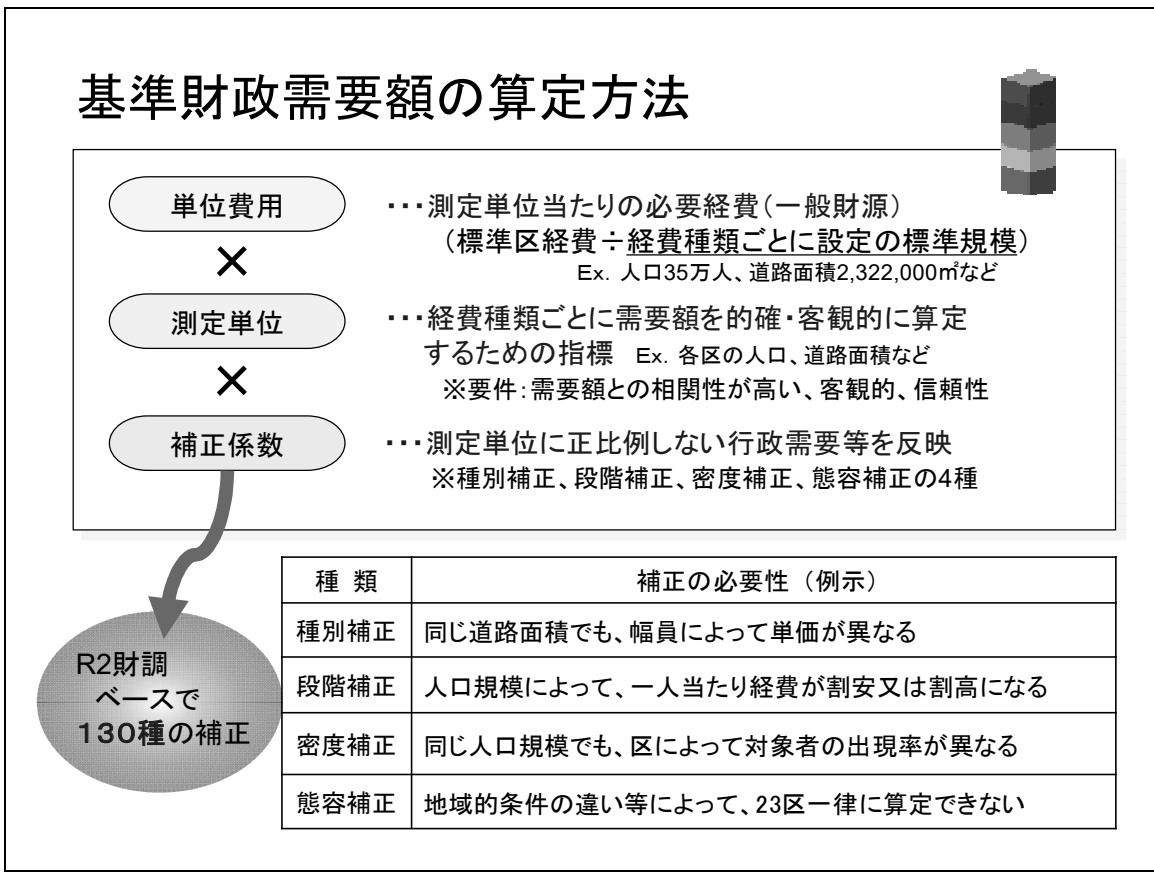
※図中の数値は、令和2年度フレーム(都区財政調整方針に基づく算定見込額)に基づく数値である。
 ※端数の調整により合計が合わない場合がある。

交付金の算定方法

①基準財政収入額



②基準財政需要額



基準財政需要額及び基準財政収入額の算定例

(令和2年度)

【標準区】…人口35万人の特別区を想定

(例) 経常的経費 民生費 社会福祉費

基準的経費	
社会福祉総務費	672,303,896円
地域福祉計画作成	1,482,340円
基準的経費合計 A	10,000,330,244円
特定財源	
分担金及び負担金	83,313,591円
国庫支出金	3,282,927,000円
特定財源合計 B	5,048,220,591円
差引一般財源 C = A - B	4,952,109,653円
測定単位の数値 D	350,000人
単位費用 E = C / D	14,149円

標準区とは、単位費用を算出するために、人口等の測定単位が23特別区の平均に近い標準的な行政規模をもつと想定した架空の特別区である。

次の補正係数の連乗加算

- ・ 段階補正係数(a)----- 1.043
固定費の影響を補正
- ・ 密度補正係数 I (b)--- 0.988
心身障害者福祉手当及び難病手当支給件数の多少による経費の増減を補正
- ・ 密度補正係数 II (c)--- 1.011
自立支援医療（更生医療）のうち生活保護受給者のレセプト件数の多少による経費の増減を補正
- ・ 態容補正係数 I (d)--- 1.000
福祉型児童発達支援センターの管理運営経費を加算
- ・ 態容補正係数 II (e)--- 1.130
福祉サービス安定化事業に係る経費を加算
- ・ 連乗加算の方法
 $a + (b-1) + (c-1) + (d-1) + (e-1)$

【A区（人口217,167人）の基準財政需要額】

(例) 経常的経費 民生費 社会福祉費

$$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数} = \text{算定額}$$

$$14,149\text{円/人} \times (217,167\text{人} \times 1.172) = 3,601,203\text{千円}$$

R2.4.1現在
日本人人口+外国人人口

補正後の測定単位の数値
254,520人

経常的経費	
議会総務費	6,946,326千円
民生費	
社会福祉費	3,601,203千円
老人福祉費	3,517,325千円
生活保護費	3,857,551千円
投資的経費	
合計	58,443,826千円

【A区の基準財政収入額】

23区全体の基準財政収入見込額 × A区の決算調定額のシェア	
特別区民税 891,829,963千円 × シェア	
軽自動車税環境性能割 147,900千円 × シェア	
合計	21,164,000千円

【A区の普通交付金算定】

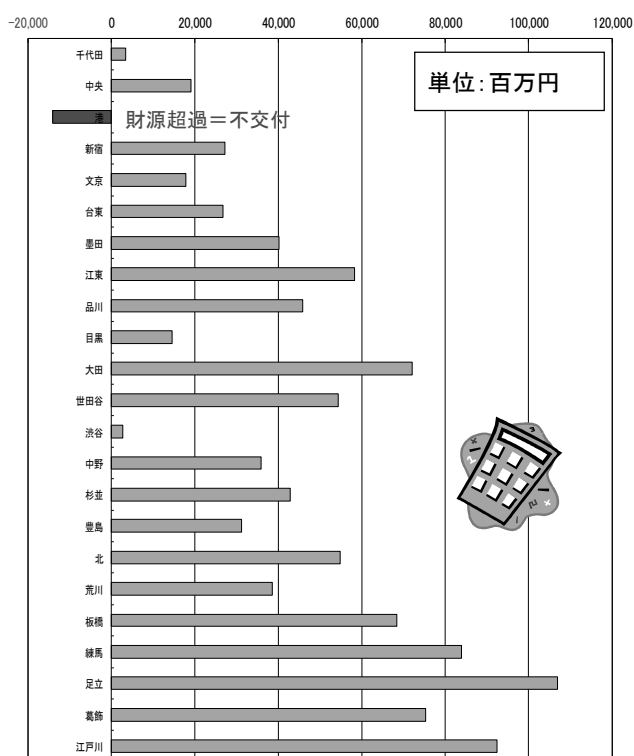
$$\text{普通交付金 (= 財源不足額)} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

$$37,279,826\text{千円} = 58,443,826\text{千円} - 21,164,000\text{千円}$$

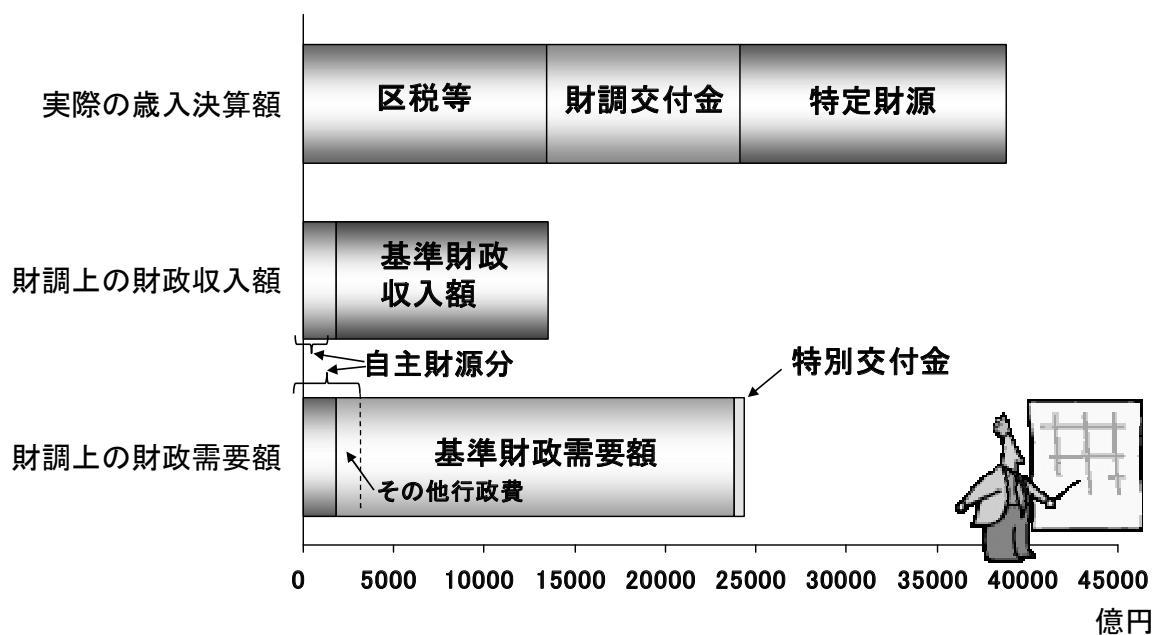
普通交付金区別算定額(令和元年度再調整後)

単位: 百万円

	基準財政 需要額	基準財政 収入額	普通交付金
千代田	28,441	24,790	3,650
中央	47,499	32,464	15,035
港	61,883	76,582	0
新宿	80,832	52,480	28,351
文京	53,946	34,143	19,803
台東	53,055	24,737	28,319
墨田	69,399	27,622	41,777
江東	120,166	57,331	62,835
品川	93,898	52,104	41,794
目黒	61,542	44,567	16,975
大田	156,807	83,058	73,749
世田谷	177,070	123,874	53,196
渋谷	54,137	50,760	3,377
中野	72,780	37,133	35,647
杉並	116,035	69,069	46,965
豊島	67,343	35,580	31,763
北	86,481	33,272	53,209
荒川	59,225	19,880	39,345
板橋	127,454	53,143	74,311
練馬	163,296	73,744	89,552
足立	167,727	57,951	109,776
葛飾	116,542	39,693	76,849
江戸川	159,794	62,309	97,484
計	2,195,352	1,166,287	1,043,763



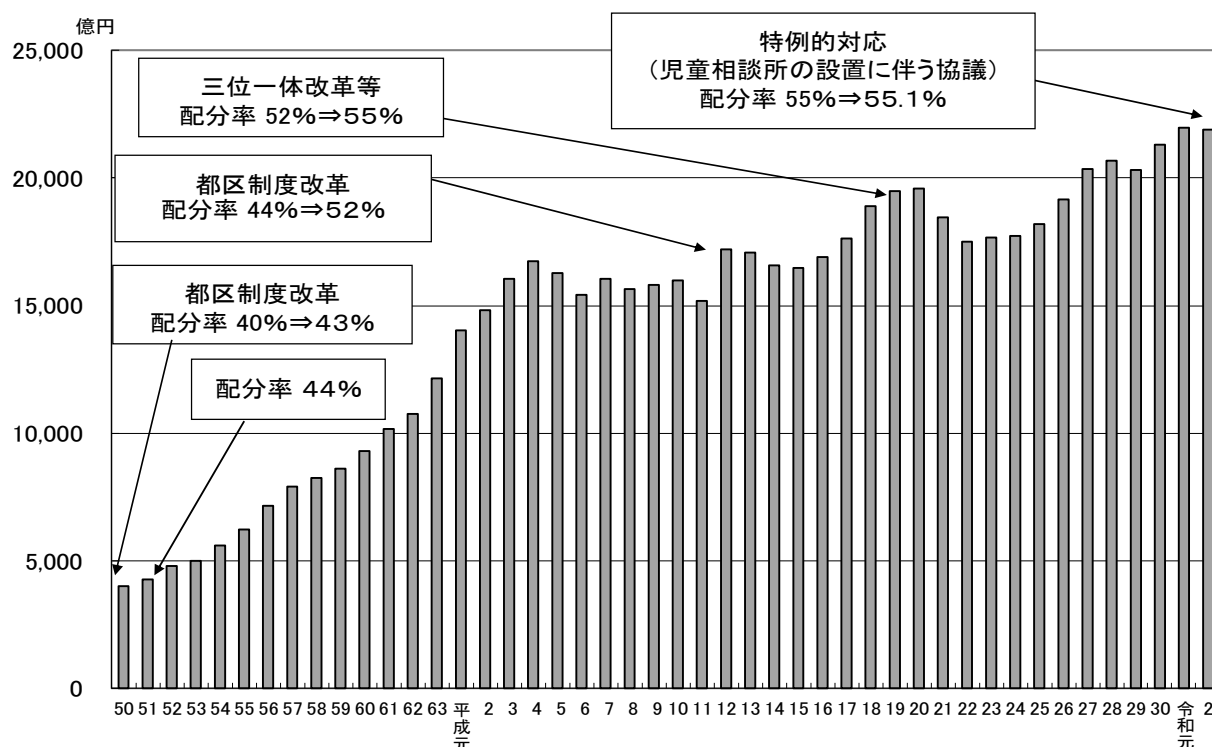
歳入決算額と財調算定額との関係(平成30年度決算)



都区財政調整関係協議の主な経緯

年 次	都 区 間 配 分	需要算定（区間配分）
昭和50年 （都区制度改革）	移管等に伴う変更 (40%⇒43%、44%) ※配分のあり方は別途検討	一件算定⇒単位費用化
昭和54年～ （都財政再建）	都区双方の決算を基礎に配分検討 ※分析結果は合意に至らず、引続きの検討課題に	都補助金の財調振替え
平成4年～ （バブル崩壊の影響）	平成10年度財調⇒繰延べ措置の決着 ※小中学校改築経費の財源措置は都区制度改革時に協議	需要算定の繰延べ措置
平成10年 （自治法改正）	大都市事務決算分析 ※分析結果は合意に至らず （方式自体の限界）	
平成12年 （都区制度改革）	清掃事業の移管等に伴う変更 (44%⇒52%) ※配分割合の変更事由を確認（税財政制度の改正や役割分担変更等） ※役割分担を踏まえた財源配分のあり方は別途協議（主要5課題）	需要算定の改善合理化 普通交付金 95%⇒98%
平成15年～	主要5課題協議 ※都の大都市事務分析の結果は合意に至らず ※財源配分のあり方は、今後の都区のあり方の検討結果に従い整理	
平成19年	当面の配分率決着 (52%⇒55%) ・三位一体改革の影響 2% ・都補助金の区自主事業化 1% 都区のあり方検討を開始 （事務配分、区域、税財政）	特別交付金 2%⇒5% 区側の自主的な調整結果反映の取組みを強化
令和2年～	児童相談所の設置に伴う協議 (55%⇒55.1%) ※特例的な対応として令和2年度から配分割合を55.1%とし、配分割合のあり方について、令和4年度に改めて協議	

都区財政調整基準財政需要額の推移



都区間配分割合変更の考え方

配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する。

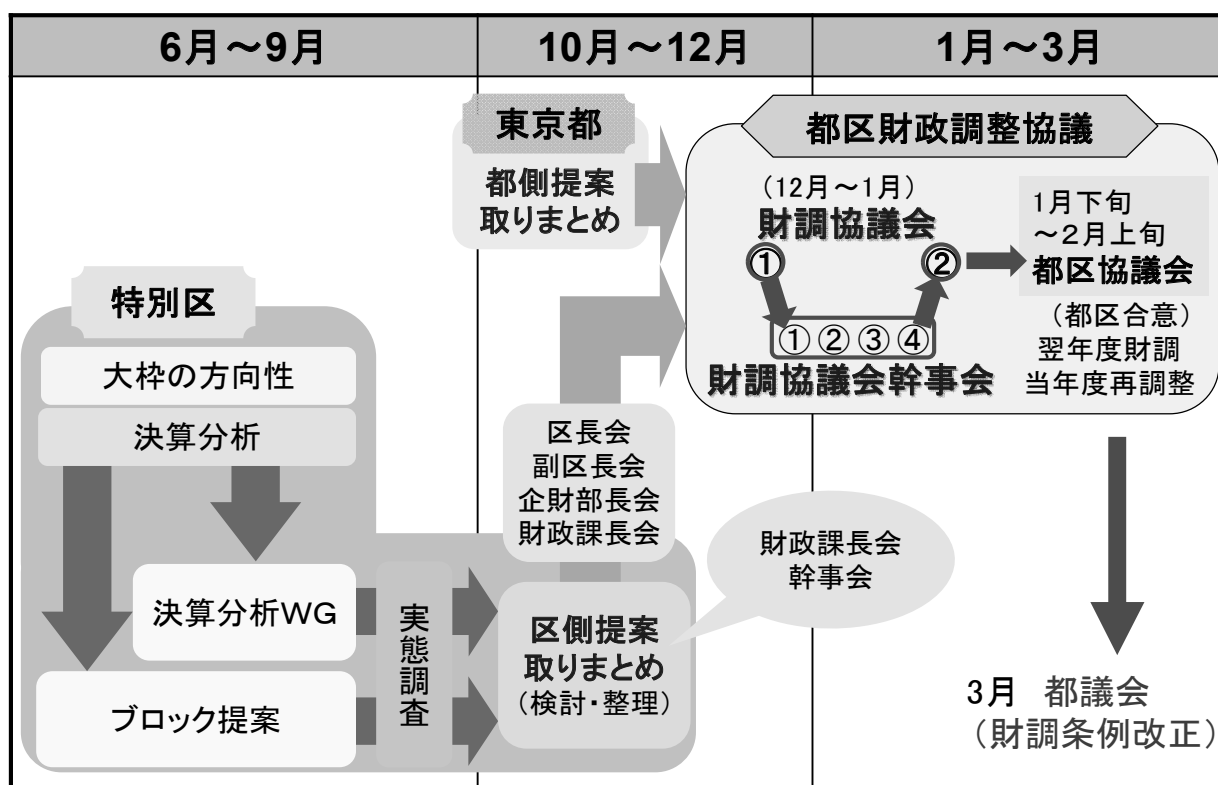
※ H 12.3.28 都区協議会「都区制度改革実施大綱」

事 例

- 平成12年度 44 ⇒ 52%
 - 清掃事業の移管ほか 8%
- 平成19年度 52 ⇒ 55%
 - 三位一体改革の影響 2%
 - 都補助事業の区自主事業化 1%
- 令和 2年度 55 ⇒ 55.1%
 - 児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から 0.1%

※現行配分割合の妥当性は未決着 ⇒都区のあり方検討の結果で整理

都区財政調整協議の流れ



令和2年度都区財政調整区側提案事項

- 特別区における児童相談所の設置により、都と特別区の役割分担に大幅な変更が生じることから、特別区に必要な財源が担保されるよう、影響を確実に配分割合に反映させること。
- 都区間の財源配分の課題と特別区相互間の財政調整の課題とを明確に区分し、現行算定の見直しと配分割合の変更事由を混同しないよう協議を進めること。
- 幼児教育・保育の無償化への対応や投資的経費に係る工事単価の見直しなど特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理すること。
- 特別交付金、減収補填対策、都市計画交付金について、課題の解決に向けて具体的な検討を進めること。

令和２年度都区財政調整協議結果のポイント

◇市町村民税法人分のさらなる国税化による影響が表出し、2,000 億円に迫る規模の大幅な減収が見込まれるなど、都区を取り巻く財政環境が非常に厳しい中での協議

基準財政収入額 1 兆 2,292 億円（前年度比 639 億円増 5.5%）

基準財政需要額 2 兆 1,913 億円（前年度比 19 億円減 △0.1%）

交付金の総額 1 兆 128 億円（前年度比 692 億円減 △6.4%）

◇特別区における児童相談所の設置に伴う配分割合の見直しは、特例的な対応として合意、決着は令和４年度に持ち越し

- ・平成 11 年度第 4 回都区協議会で都区が合意した都区制度改革実施大綱では、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」に配分割合を変更することとしていることから、来年度の基準財政需要額相当について、配分割合の変更を提案した。

<参考> 平成 12 年 3 月 28 日 都区協議会「都区制度改革実施大綱」

「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると思われる場合に変更する。」

（例）平成 12 年度 44 ⇒ 52%（清掃事業の移管ほか 8%）

平成 19 年度 52 ⇒ 55%

（三位一体改革の影響 2%、都補助事業の区自主事業化 1%）

- ・しかしながら、都側からは、算定すべき需要額が合理的かつ妥当な水準となっているのか等については、児童相談所が一定数増えた段階ではじめて、検証・分析が可能であるとのことから、開設を予定する 22 区の半数である 11 区の児童相談所の決算が出た時点で改めて協議すべきとの見解が示された。
- ・都区の意見の隔たりが大きく、都区の合意を得られる状況ではないとして、第 3 回までの協議会では協議をまとめることができなかった。
- ・その後、区長会から改めて区案を受け入れるよう申し入れたところ、都側から、特例的な対応として、令和 2 年度から配分割合を 0.1%増やし、55.1%とすることと、令和 4 年度に配分割合のあり方について、改めて協議をするという新たな提案が示された。
- ・都案は、0.1%という割合が来年度に特別区において新たに発生する需要に見合ったものではないなど、その規模や考え方も、区側の主張とは乖離があった。しかしながら、区長会において議論を重ねた結果、都側が、配分割合の変更に踏み込んだことや、来年度開設する 3 区の平年度ベースの実績が出る令和 4 年度に、改めて協議を行う考え方を示したことは、役割分担の変更に伴う配分割合の見直しを求める区の主張を踏まえた、都のぎりぎりの判断として受け入れ、協議を再開するよう指示があった。
- ・都と区の考え方に乖離はあるものの、今後の協議において解決を図ることとし、今回は、特例的な対応として配分割合を令和 2 年度から 55.1%とすること、また、配分割合のあり方について、令和 4 年度に改めて協議することで整理した。

◇区間配分の協議では、既算定経費の全般的な検証により、焦点となっていた児童相談所関連経費、幼児教育・保育の無償化への対応をはじめ、産後ケア事業費など区側の自主的な調整結果を相当程度反映

(新規 15、算定充実 7、見直し 5、算定方法改善等 9、その他 1)

＜参考＞ 令和 2 年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性 (令和元. 6. 14 区長会総会決定)

「自主・自律的な区間調整の一環として、引き続き現行算定の妥当性をあらゆる視点から検証するとともに、各区の自主性が担保される算定に改めていくことを基本とする。」

◇都区財政調整協議上の諸課題は、議論が噛み合わず、引き続き今後に持ち越し

○特別交付金

- ・各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による算定を優先すべきであり、特別交付金の割合を 2%に見直すよう提案した。
- ・しかしながら、都側は、「区ごとに異なる財政需要が、現行割合の 5%を大きく超える規模で毎年申請されており、これらの財政需要を着実に受け止めるためには、現行の 5%が必要」などと主張し、協議が整わなかった。

○調整税の減収補填対策のあり方

- ・一般の市町村が採りうる減収補填対策に見合う対応策を特別区だけが講じられず、それに代わる方法すら無いという制度上の問題について、改めて区側から総務省に照会した。その結果、対応策について現在検討中である旨の回答があったことから、都側に対して、国の動向を注視し、必要に応じて都区で国に働きかけを行い、国から都区で協議すべき事項が示された場合には、速やかに問題の解決に向けた協議に応じるよう求めた。
- ・都側からは、「総務省が内部における検討を始めているということについては承知しており、その動向は引き続き注視していきたい」との発言があったものの、問題の解決に向けた協議等については見解が示されなかったため、引き続きの課題として整理した。

○都市計画交付金 ※令和 2 年度予算 200 億円 (都市計画税 2, 544 億円)

- ・交付率の撤廃・改善、交付金規模を特別区の都市計画事業の実績に見合うよう拡大する等、抜本的に制度を見直すとともに、大都市事務として都が行う都市計画事業の実施規模、都市計画税の充当状況等の必要な情報の提示や、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することを提案した。
- ・しかしながら、都側は、「各区が取り組む都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題等を伺うなど、引き続き適切に調整を図りながら対応していく」などと主張し、具体的な議論ができなかった。

都区協議会における特別区長会会長発言概要

令和2年1月28日

今回の都区財政調整協議は、市町村民税法人分のさらなる国税化により、2,000億円に迫る規模の大幅な減収が見込まれるなど、厳しい財政環境の中での協議となった。

合わせて、特別区が来年度以降、順次児童相談所を設置し、都から事務を引き継ぐことに伴う財源配分の見直しが大きな焦点となった。

協議の結果、財源配分割合については、双方の見解に相違がある中で、特例的な対応として、来年度から55.1%とし、令和4年度にそのあり方を改めて協議することとなり、特別区相互間の財政調整については、児童相談所関連経費の算定や幼児教育・保育の無償化への対応をはじめ、区側提案の多くを反映することができた。

協議の取りまとめに至ったのは、双方の努力の結果と受け止めている。

しかしながら、課題も多く残された。配分割合のあり方のほか、特別区相互間の財政調整についても、合意に至らなかった事項がある。また、特別交付金や都市計画交付金のあり方については、今回も議論を前に進めることができなかった。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては、是非前向きな対応をお願いしたい。

開催まであと半年と迫ったオリンピック・パラリンピックの開催準備や、安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、都と特別区が連携を深めて取り組んでいかなければならない喫緊の課題が山積している。

引き続き都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。

特別交付金に関する特別区の主張

◆協議課題（令和2年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性（令和元年6月14日区長会総会決定））
透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、引き続き特別交付金の割合を2%を基本に見直す方向で検討する。

- 平成19年度都区財政調整協議において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から突然示された。都が配分割合変更とセットであるとして譲らなかったため、暫定的に受け入れた。
- 各区が安定的な財政運営を行うためにも、各区の需要は、可能な限り算定内容が客観的かつ明確に規定され、安定的に算定される普通交付金による算定を優先すべきであり、普通交付金の原資を確保するためにも割合の見直しが必要である。

特別交付金について

特別区財政調整交付金の5%を特別交付金とし、基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があること等特別の事情があると認められる特別区に対して、当該事情を考慮して交付される。

区ごとの交付額は、各区からの申請により、平成20年度都区財政調整協議において都区で合意さ

課題の背景

- 平成19年度財調協議において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から示された。区側は、住民税フラット化に伴う激変緩和措置分1%の増に止める主張をしたが、都が配分割合変更とセットであるとして譲らなかったため、平成19年度の暫定措置として都案を了承した。
- その後、区側は、透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図っていく方針を区長会において確認し、その方針に基づき都との協議を行ってきたが、協議は調わず、解決に至っていない。
- 平成23年度財調協議において、三位一体改革に伴う激変緩和措置の終了を踏まえて、特別交付金の割合を5%から2%に引下げ、その分を普通交付金化することを提案したが、都側は、各区のニーズも高く改正の必要はないと主張し、協議が調わなかった。

特別交付金の割合の変遷

年度	割合	説明
昭和40年度	2%	地方自治法の改正・財調案例に明記
昭和57年度	4%	大規模・特例的事業分を2%上乘せ
昭和60年度	5%	大規模・特例的事業分を3%に拡大
平成12年度	2%	大規模・特例的事業分の3%を普通交付金へ移行 ・一般特交（2%）の運用については、現行どおり ・大規模な臨時・特例的事業については、事業の一部が普遍化、恒常化しているため、基準財政需要額に統合して算定
平成19年度	5%	・「その他特別な事情に要する経費」に対する特別交付金措置の拡充（措置率の改善、対象経費の追加） ・普通交付金では対応できない不交付区の三位一体改革激変緩和措置に対する激変緩和措置

令和2年度都区財政調整協議

都の考え方	区の考え方
○ 昨年度の協議の中で、「特段の状況の変化がない限り、来年度以降、改めて協議を行うべき事項はない」と述べたが、その後、特段の状況の変化があったのか。 ○ 5%を大きく超える規模で申請されていることから、これらの財政需要を着実に受け止めるためには、現行の5%が必要である。 ○ 各区が、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々の状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいることから、現行の5%が必要である。	○ 課題が解決されない以上は、協議を行う必要があると考えているが、市町村民税法人分のさらなる国税化による大幅な減収は、都側の言う特段の状況の変化もあると言える。 ○ 5%の財源があれば、申請で5%を超えるのが当然である。 ○ 各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による算定を優先すべきであり、特別交付金の割合を2%に見直すよう提案する。 ○ 大幅な減収が見込まれるような状況において、算定の透明性・公平性が高い普通交付金の財源を確保するためには、特別交付金の割合を5%から2%に引き下げるべき。

⇒市町村民税法人分のさらなる国税化が行われる状況において、透明性・公平性※が高い普通交付金の財源を確保する観点から、2%への割合の引き下げを提案したが、見解の相違から協議が整わなかつ

※特別交付金の透明性・公平性について

特別交付金の区ごとの交付額は、都区で合意された「特別交付金の算定ルール」に基づき算定されるものの、事業名や事業ごとの交付率等は明らかにされていない。

【参考】特別交付金に関するアンケート調査結果（抜粋）※平成29年度実施

『不透明』の内容		「あり」とした区
年度毎に、算定されたりされなかったりする		7区
交付率や算定区分が年度毎に異なる		14区
明確な理由なく、算定されなかった		13区
明確な理由なく、区が申請した算定区分から変更された		9区
特別交付金の最終補正予算額を都から確認された		10区

特別交付金の算定に関する運用について

一部改正	平成 24 年 1 月 10 日
一部改正	平成 25 年 1 月 8 日
一部改正	平成 27 年 1 月 7 日
一部改正	平成 29 年 2 月 2 日
一部改正	令和 2 年 1 月 28 日

1 申請対象経費

(1) 実績交付

特別区財政調整交付金における特別交付金の算定対象となる経費は、基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった財政需要であり、かつ、当該年度に発生した特別の財政需要等であって、当該年度に支出した、又は支出が見込まれる事業費（事務費を除く。以下同じ。）のうち、国庫補助金等の特定財源を控除した一般財源とする。

ただし、災害等のための特別の財政需要を事由とする経費及び災害等のための財政収入の減少を事由とする減免については、前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月 31 日までの間に支出した事業費のうち国庫補助金等の特定財源を控除した一般財源並びに特別区税を軽減し、又は免除した額とする。

(2) 分割交付

上記(1)にかかわらず、事業費が多額であるもの又は複数年度にわたる事業で後年度負担が多額となるものについては、対象事業の全体経費を把握した上で予め交付率を決定し、平準化した算定額を分割して交付する。

① 事業費が多額であるもの

ア 対象事業

原則として当該年度に支出した、又は支出が見込まれる事業費が多額であると認められる事業をいう。

イ 算定方法

分割交付の期間を該当区と協議し、算定額を平準化する。

② 複数年度にわたる事業で後年度負担が多額となるもの

ア 対象事業

原則として当該年度における各特別区の予算において翌年度以降の債務負担行為を計上しており、かつ、後年度負担が多額となると認められる事業をいう。

イ 対象経費

原則として各特別区が作成した実施計画により把握する。

ウ 申請年度及び算定方法

申請は、当該事業に着手した年度以降に申請できるものとし、申請年度から終了年度までの期間で総事業費（申請年度以前に事業に着手している場合は、申請年度以前の事業費を控除する。以下同じ。）を把握し、算定額を平準化する。また、確定額との精算は、分割交付の終了年度に行う。

なお、計画の変更が行われた場合は、変更後の総事業費を計画の変更年度から終了年度までの期間で平準化する。

2 算定項目

算定項目は、大区分（ABC）、小区分（アイウエ）に区分することとし、各特別区が次の区分に応じて申請した経費等について、当該区分に応じた交付率によって算定する。

区 分	説 明	交付率
A 普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要又は財政収入の減少		
ア 災害等の復旧に要する経費	「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な天然現象又は大規模な火事若しくは爆発等により生ずる被害をいう。 「復旧に要する経費」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設等の従前の効用を復旧するための経費を含む。）ことを目的とする経費をいう。 災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設等を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設等を整備することを目的とするものは、災害復旧に要する経費とみなす。	2/2
イ 災害等の応急対策に要する経費	「応急対策に要する経費」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために要する経費をいう。	2/2
ウ 災害減免による財政収入の減少	「災害減免」とは、災害が当該特別区の区域内に広範囲に発生した場合において、特別区長が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、その都度災害減免条例を定めて特別区税を減免することをいう。	2/2
エ その他災害等に要する経費	上記アからウ以外の災害等に類する経費をいう。	2/2
B 基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要		
ア 災害等の未然防止に要する経費	防空壕埋戻し工事、橋りょう耐震補強、防災拠点整備等、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために要する経費をいう。	2/2
イ 公害対策等緊急の環境改善に要する経費	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下等、人の健康又は生活環境を改善するために要する経費及び生活環境の安定向上が阻害されている地域において生活環境を改善するために要する経費をいう。	2/2
ウ 地方交付税（市町村分）の算定対象であるが、都区財政調整においては普通交付金の算定対象となっていない財政需要	上記A及びB、ア並びにイに該当しない事業で、地方交付税に関する法令の規定による算定方式に準じて算定する。 ただし、算定方式に準じて算定することが困難である場合又は算定方式による算定額と実績額とに乖離があり、当該算定が他の算定に比して著しく均衡を失すると認められる場合には、申請内容を総合的に勘案して算定する。	原則 1/2 以上
エ 特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要	今後普遍性が見込まれる、あるいは普遍性が欠けてきた、又は不定期に発生する等、普通交付金の算定対象となっていない事業に要する経費について、算定する。	原則 1/2 以上
C その他特別の事情		
ア 災害以外の緊急に対応すべき特別の事情	事件・事故など突発的事象、情勢変化、国の補正予算等により緊急に対応すべき特別の事情が生じた場合に、これに対応する経費について算定する。	原則 1/3 以上

区 分	説 明	交付率
イ 普通交付金算定対象外施設に係る 老朽化への緊急対応	普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費は次の方法により算出する。 1 定 義 (1) 「普通交付金算定対象外施設」とは、この運用上、別表のとおりとする。 (2) 「老朽化への緊急対応」とは、施設の老朽化に伴い、大規模改修（原則として施設全面にわたる一種以上の工種による修繕、改良又は改修をいう。）又は改築を行うことをいい、施設の維持補修は含まないものとする。 2 算出方法 次のいずれか少ない額を、普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費とみなす。 (1) 財調単価による算定 特別区財政調整交付金普通交付金の投資的経費に係る建築単価（大規模改修の場合は、大規模改修単価に 25 を乗じて得た額、改築の場合は、改築単価）に整備面積を乗じて得た額 (2) 実績額による算定 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費として支出した、又は支出が見込まれる事業費のうち、国庫補助金等の特定財源を控除した一般財源 3 複合施設の取扱い 普通交付金算定対象外施設が普通交付金算定対象施設との複合施設である場合には、当該複合施設の床面積に応じてあん分するものとし、算定の対象となる経費は次の方法により算出する。 (1) 複合施設の床面積によるあん分は、普通交付金算定対象外施設に係る床面積と普通交付金算定対象施設に係る床面積に区分する。 (2) エントランス、ロビー及び廊下等の共用部分については、当該区分した床面積に応じてあん分し、普通交付金算定対象外施設の床面積に係る部分を加算する。 (3) 老朽化への緊急対応に係る経費について、複合施設の延床面積に対する普通交付金算定対象外施設に係る床面積の比であん分した額を、普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費とみなす。	改 築 1/4 大 規 模 改 修 1/2 ※特別交付金の総額の 5 分の 1 を上限に算定
ウ その他特別の事情	地理的、社会的、経済的、制度的な諸条件による各特別区個別の財政事情等を総合的に勘案して算定する。	—

3 特別交付金の申請

特別区が特別交付金の交付を受けようとするときは、東京都知事が定める期日までに、特別交付金の申請書、その他算定に用いる資料等を東京都知事に提出しなければならない。

4 交付時期及び対象項目

交付時期は、12 月と 3 月の年 2 回とし、次の各号に応じた算定項目を対象とする。

(1) 12 月交付分

- ① A 項目（前年度の 1 月 1 日から当該年度の 8 月 31 日までの間に支出した災害等に要する経費）
- ② 分割交付額が確定している項目

- ③ C項目（各特別区の予算額又は計画額（当該年度の補正予算で計上する予定の経費に限る。）として計上されている経費（上記②に該当する経費を除く。））

(2) 3月交付分

- ① A項目（当該年度の9月1日から12月31日までの間に支出した災害等に要する経費）
- ② C項目（下記5に基づき内定した対象事業の確定額）
- ③ 12月交付分以外の算定項目

5 特別交付金の内定

東京都知事は、上記3により各特別区から12月交付分に係るC項目に係る申請書の提出があったときは、内容を審査し適当と認められる事業について、予定交付率及び概算算定額を内定する。

6 特別交付金の決定

東京都知事は、上記3により各特別区から申請書の提出があったときは、次の各号に応じて交付額を決定する。

(1) 12月交付分

12月交付分は、年度当初における特別交付金の総額の3分の1に相当する額以内の額とする。

- ① 算定額の総額が特別交付金の総額の3分の1に相当する額を超える場合

各特別区の算定額の総額が年度当初における特別交付金の総額の3分の1に相当する額を超える場合は、①A項目、②分割交付が確定している項目、③C項目の順序で算定する。

なお、算定額が年度当初における特別交付金の総額の3分の1に相当する額を超える項目が発生した時点で、当該項目は区別算定額（C項目にあっては各特別区に対し内定すべき概算算定額）の割合に応じて算定する。

- ② 算定額の総額が特別交付金の総額の3分の1に相当する額に満たない場合

各特別区の算定額の総額が年度当初における特別交付金の総額の3分1に相当する額に満たない場合は、当該不足額について前年度に各特別区に対して交付した特別交付金の額（前年度に分割交付が終了した場合は、当該金額は除外する。）の割合に応じて算定する。

(2) 3月交付分

3月交付分は、特別交付金の総額から12月交付分を控除した残額とする。

なお、12月交付分に、上記(1)、①に基づく区別算定額の割合に応じて算定した額又は上記(1)、②に基づく前年度の特別交付金の割合に応じて算定した額がある場合は、各特別区の算定額から当該金額を控除する。

7 特別区への通知

(1) 12 月交付分の通知

東京都知事は、12 月交付分の特別交付金の決定後、すみやかに各特別区に対して上記 5 に係る対象事業、予定交付率及び概算算定額の内定通知を行う。

(2) 3 月交付分の通知

東京都知事は、3 月交付分の特別交付金の決定後、すみやかに該当区に対して分割交付対象事業及び分割交付額を通知し、併せて各特別区に対して特別区ごとに区分した小区分までの算定額の通知を行う。

8 端数計算等

(1) 特別交付金の端数計算

特別交付金を算定する場合においては、申請対象経費及び算定した額に 500 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を 1,000 円として計算するものとする。

(2) 特別交付金算定後の残額

特別交付金の総額について、各特別区に交付すべき特別交付金額を算定した後に、なお残額が生じた場合には、当該年度の 4 月 1 日現在における各特別区の人口の割合に応じて配分する。

附 則

この運用は、平成 19 年度から適用する。ただし、交付時期及び対象項目、特別交付金の内定、決定並びに 12 月交付分の通知に関する部分は、平成 20 年度から適用する。

附 則

この運用は、平成 24 年度から適用する。

附 則

この運用は、平成 25 年度から適用する。

附 則

この運用は、平成 27 年度から適用する。

附 則

この運用は、平成 29 年度から適用する。

附 則

この運用は、令和 2 年度から適用する。

別 表（算定項目関係）

区民センター、地域センター、地域総合防災センター、災害対策要員住宅、男女共同センター、心身障害者福祉施設、宿泊所施設、老人福祉施設、老人福祉センター、高齢者在宅サービスセンター、特別養護老人ホーム、シルバーピア、更生施設、宿所提供施設、児童館、母子生活支援施設、保育所、学童保育施設、子ども家庭支援センター、児童相談所、一時保護所、保健所（衛生検査センター）、保健センター、リサイクルセンター、清掃事務所・事業所、車庫、商工振興センター、消費者センター、区営住宅、公衆便所（道路・公園）、校舎・屋体・プール（小・中学校）、中学校武道場、校外施設、幼稚園、図書館、社会教育会館、体育館、郷土資料館及び野球場・運動場・テニスコート・屋外プール・管理棟（各種運動施設）以外の施設

令和元年度 特別区財政調整交付金(特別交付金)交付額一覧

（単位：千円、件）

	A 災害等の特別の財政需要・財政収入の減少										B 基準財政需要額で補填されなかった財政需要										C その他特別の事情										計			算定残			交付額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	ア 災害復旧					イ 応急対策					ウ 災害減免					エ その他					ア 自然防止					イ 環境改善					ウ 交付税対象					エ 普通性なし					ア 災害以外緊急					イ 老朽化対応					ウ その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件		算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	

(単位:千円、件)

特別区都市計画交付金に関する特別区の主張

◆主張1 都市計画税が、本来基礎自治体の行う都市計画事業の財源であることを踏まえ、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分となるよう増額すること。

都区の都市計画費の割合は概ね7:3であるにもかかわらず、都市計画税に占める都市計画交付金の割合は約8%(令和2年度予算)に過ぎず、実態に見合っていない。また、近年、都市計画税が増加傾向にあるにもかかわらず、令和2年度の交付金予算額は前年度同額の200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は毎年低下している。

■ 交付金の状況(2年度予算額)

都: 2,344億円

区: 200億円

交付金の割合
約8%

都市計画税 2,544億円

■ 都市計画費の都区の執行状況

(※H26～30決算5か年平均、一般財源+地方債充当分)

都: 1,425億円

区: 725億円

都区の割合
都7: 区3

■ 執行状況に見合う適正規模

800億円規模

都市計画税 2,544億円

◆主張2 交付対象事業や面積要件等、限定基準を設けることなく、全都市計画事業を交付対象とすること。

本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が原資であるにもかかわらず、交付対象事業が制限されている。

都市計画税を充当できる事業(都市計画法第4条、土地区画整理法第2条)

都市計画交付金の交付対象

- ・道路
- ・公園、緑地
- ・火葬場
- ・土地区画整理事業
- ・市街地再開発事業
- ・防災街区整備事業

※平成29年度から、都市計画施設の改修・更新が交付対象事業とされている。

都市計画交付金の交付対象外

- ・1ヘクタール未満の公園のうち、都の定める優先整備区域の認定基準に該当しない都市計画公園
- ・駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

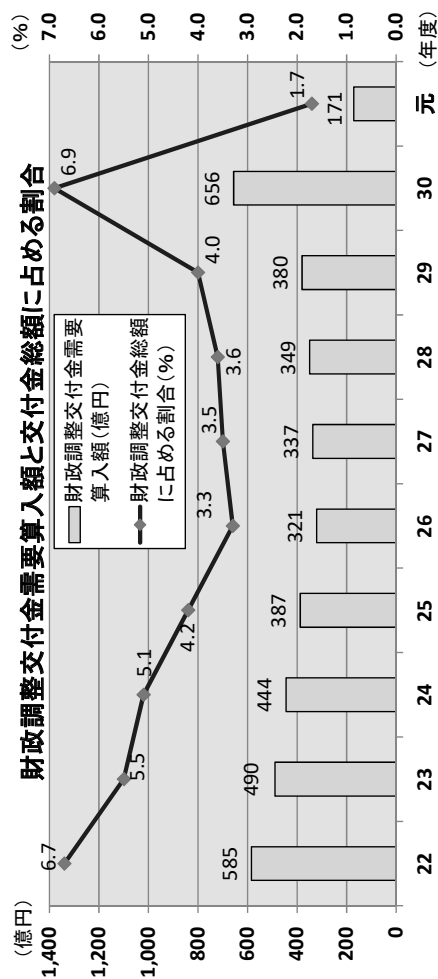
等

◆主張3 交付率の上限の撤廃や実績と乖離して算定されている工事単価の引き上げ等、適切な改善を図ること。

交付率に上限(25%(±10%))があり、残りは一般財源である財政調整交付金で賄うこととされているため、特別区の共有財源を圧迫する要因となっている。

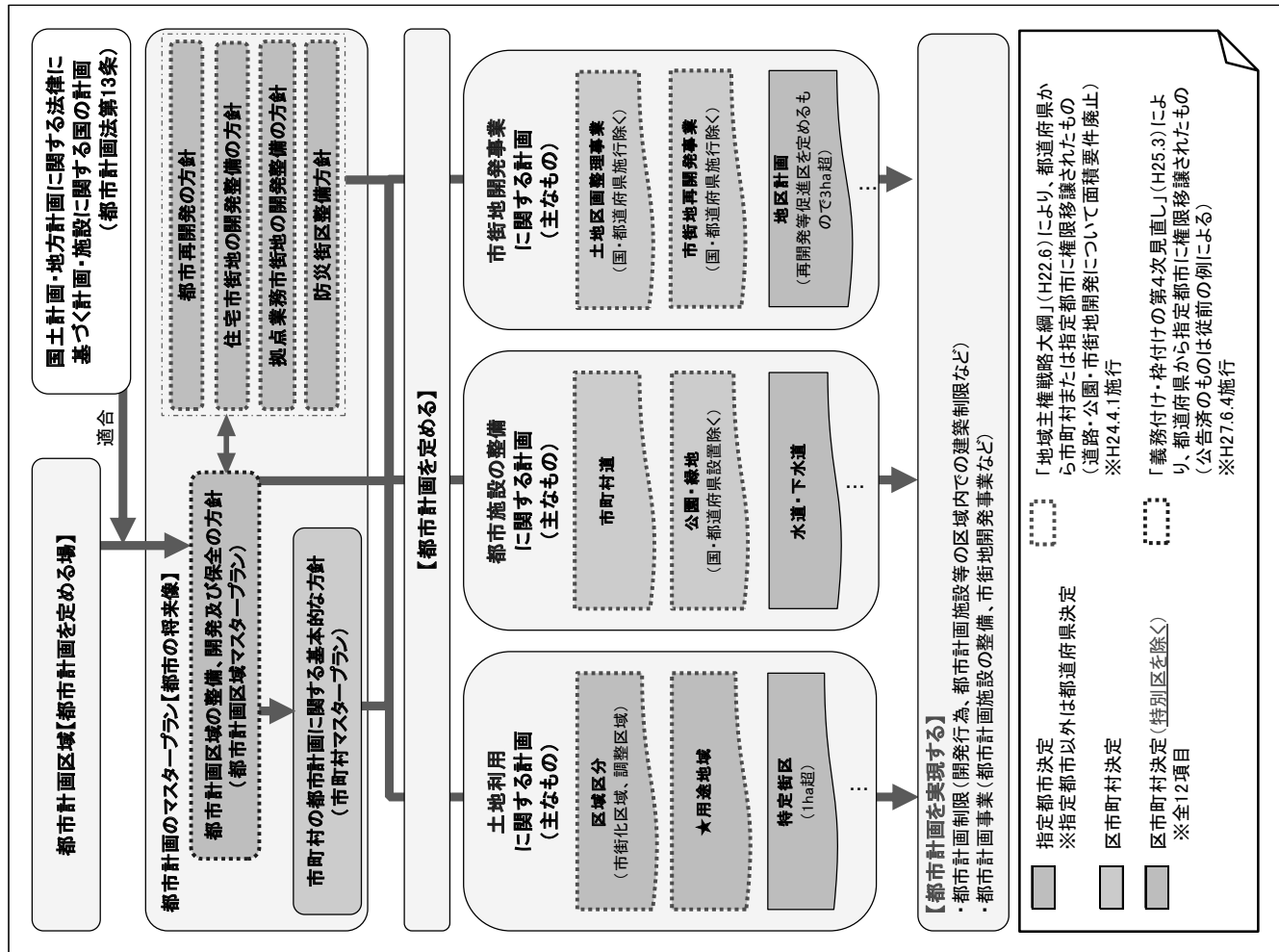
都市計画交付金と財政調整交付金の関係

特定財源 (国庫支出金等)	事業費全体				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
都市計画交付金 (特定財源控除後の交付対象経費) ×25%(±10%)	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4
一般財源(財政調整交付金) (特定財源控除後の交付対象経費×75(±10%) [都区財政調整制度の基準財政需要額に地方債収入相当額として1/4ずつ算入])	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4



都市計画決定の権限移譲について

◇都市計画制度の仕組みと権限移譲



★用途地域の都市計画決定権限について

1. 地方分権改革推進委員会第1次勧告 (平成20年5月28日)

・広域自治体と基礎自治体の役割分担において、住民意向の的確な反映、住民の利便性の向上、地域の活性化等の観点から、住民に身近な行政は、できる限り、より住民に身近な市町村が担うことが望ましい。基礎自治体が地域における総合行政を担うことができるよう、まちづくり・土地利用規制等の地域の空間管理に関する事務について、市町村への権限移譲を進める。

・三大都市圏、特定区域が否かを問わず、市の区域については「市」決定とし、町村の区域については、「都道府県」決定とする。

2. 権限移譲についての都区の主張内容

・都市のあり方を方向付ける用途地域の決定権限を見直すことは、日本の心臓部・頭脳部の役割を担ってきた東京において、都市としての一体的な機能を発揮させる都市づくりの継続を極めて困難なものにする。

都

・広域の見地から決定すべき都市計画権限までも移譲するとなれば、歴史的にも連担する市街地において、都が今日まで取り組んできた、用途地域を活用した一体的な都市づくりが不可能となる。

(平成22年5月12日 用途地域等の都市計画決定権限の区市町村移譲に関する緊急要求)

・用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市機能の骨格に即して定める地域に密着した制度

区

・都市としての一体性を確保することは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった、自治体の区域を超えた広域計画により十分確保

(平成22年5月18日 用途地域等の都市計画決定権限の移譲に関する緊急要請)

地域主権戦略大綱において、三大都市圏等における用途地域等の都市計画については、特別区のみを除くこととされた。なお第1次勧告では町村は都道府県決定とされてきたが、都市計画の権限配分について、市と町村に区別はないことから、町村に対しては権限が移譲された。

3. 現在の国の見解

・特別区は、ほかの自治体と異なり相互に市街地が連担していることから、特別区相互間の広域調整を確保するため、法律上の制度として都に用途地域等の決定権限を存置しているものであり、本規定の変更等は困難である。(第1次回答)

・前回回答のとおりであり、東京都との間でよく協議されたい。(第2次回答)

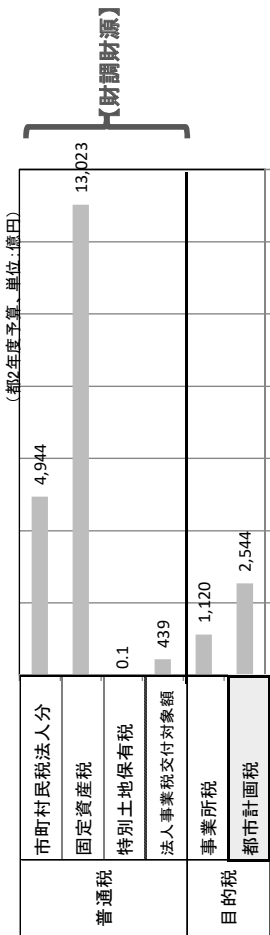
(平成26年地方分権改革に関する提案募集 提案事項についての国土交通省回答)

都市計画税について

1 都市計画税の性格

◆ 特別区に関する財政制度上の特例措置

地方税法に基づき、下記の税目（市町村税）については、特別区の区域においては都が課税



「都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に充てゐるための目的税とされているが、特別区の存する区域における都市計画事業の大半を都が実施していること、固定資産税を都が課税していることから、現在では都が課税しており、今後においても、都が引き続き固定資産税を課税すること、都市計画税の充当可能事業の一部（清掃事業等）が特別区に移管されるが、依然として都市計画事業のかなりの部分を都が実施することから、引き続き都が課税することとしている。」
（平成10年地方自治法等の一部を改正する法律案（都区制度改革関係）想定問答（自治省作成））

【参考】（地方税法第702条）

市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てゐるため、（中略）土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。
（地方税法第735条）

都は、その特別区の存する区域において、目的税として、（中略）事業所税及び都市計画税を課することができる。

◆ 都市計画税の配分等についての国の見解

「特別区の存する区域においては、東京都だけでなく特別区も都市計画事業を実施しているところであり、その財源として東京都から特別区に対し都市計画交付金が交付される仕組みがあるということとは承知しているけれども、この都市計画交付金の額をどの程度にするか、あるいは具体的な配分などについては、基本的に**東京都と特別区において適切な配分がなされるべき問題である。**」
（平成10年4月7日衆議院・総務委員会 自治省税務局長答弁）

◆ 都市計画税の用途

① 都市計画法に基づいて行う都市計画事業【都市計画法第4条・第59条】

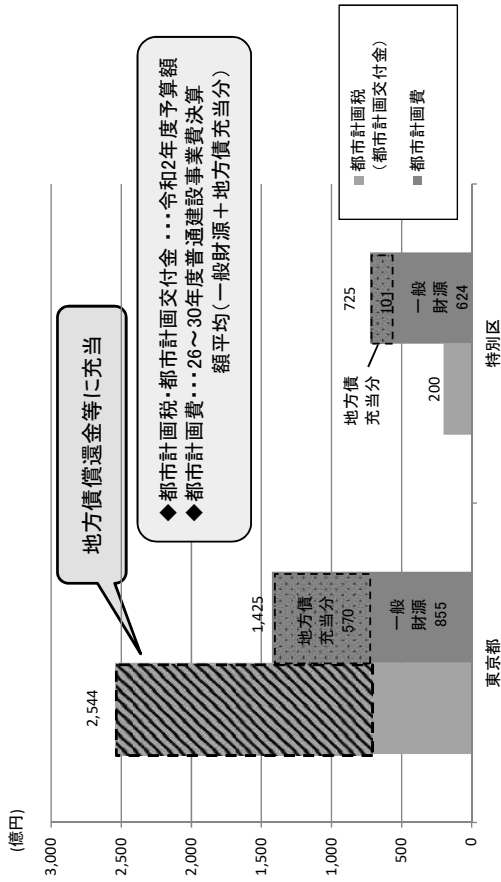
市町村が、都道府県知事（第一号法定受託事務の場合は国土交通大臣）の認可を受けて施行する、「都市計画施設の整備に関する事業」及び「市街地開発事業」。

【例】「都市計画施設の整備に関する事業」… 道路、駐車場、公園、緑地、墓苑、電気・ガス供給施設、下水道、河川、火葬場等
「市街地開発事業」… 土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等

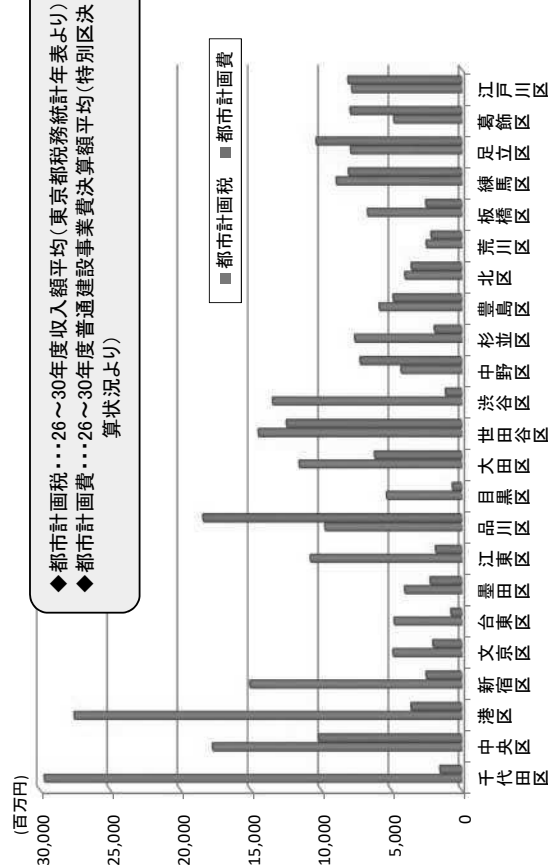
② 土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業【土地区画整理法第2条】

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる「土地の区画形質の変更」及び「公共施設の新設又は変更に関する事業」。

2 都市計画税・都市計画費の都区の比較



3 都市計画税・都市計画費の区別比較



◆ 区によって都市計画税と都市計画費には著しい差があり、配分の調整が必要

令和２年度 都 区 財 政 調 整 （ フレーム対比 ）

(単位：百万円、％)

区 分				令 和 2 年 度 当 初 見 込 ア	平 成 31 年 度 当 初 見 込 イ	差 引 増 △ 減 ウ = ア - イ	増 減 率 エ=ウ／イ	備 考
交 付 金 の 総 額	調 整 税 等	固 定 資 産 税		1,302,336	1,267,478	34,858	2.8	
		市 町 村 民 税 法 人 分		494,438	688,436	△ 193,998	△ 28.2	
		特 別 土 地 保 有 税		10	10	0	0.0	
		法 人 事 業 税 交 付 対 象 額		43,852	0	43,852	皆増	
		計		1,840,636	1,955,924	△ 115,288	△ 5.9	
	条例で定める割合			55.1%	55.0%			
	当 年 度 分			1,014,190	1,075,758	△ 61,568	△ 5.7	
	精 算 分			△ 1,414	6,217	△ 7,631	△ 122.7	
	計 A			1,012,776	1,081,975	△ 69,199	△ 6.4	
	内 訳	普 通 交 付 金 分 A × 95%			962,137	1,027,877	△ 65,740	
特 別 交 付 金 分 A × 5%			50,639	54,098	△ 3,459	△ 6.4		
基 準 財 政 収 入 額 B				1,229,192	1,165,313	63,879	5.5	
特 別 区 税	特 別	特 別 区 民 税		891,830	877,799	14,031	1.6	
		軽自動車税	環 境 性 能 割	148	45	103	228.9	
			種 別 割	3,332	3,301	* 31	0.9	
	区 税	特 別 区 た ば こ 税		63,145	64,370	△ 1,225	△ 1.9	
		釧 産 税		0	0	0		
		小 計		958,456	945,515	12,941	1.4	
	利 子 割 交 付 金			2,672	2,808	△ 136	△ 4.8	
	配 当 割 交 付 金			13,757	14,286	△ 529	△ 3.7	
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			7,616	9,142	△ 1,526	△ 16.7	
	地 方 消 費 税 交 付 金			211,995	165,603	46,392	28.0	
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金			28	32	△ 4	△ 12.5	
	自 動 車 取 得 税 交 付 金			－	3,228	△ 3,228	皆減	
	環 境 性 能 割 交 付 金			3,005	1,140	1,865	163.6	
	地 方 特 例 交 付 金			5,768	5,130	638	12.4	
	計			1,203,296	1,146,884	56,412	4.9	
	地 方 揮 発 油 譲 与 税			3,606	3,705	△ 99	△ 2.7	
	自 動 車 重 量 譲 与 税			9,862	9,826	36	0.4	
	航 空 機 燃 料 譲 与 税			999	956	43	4.5	
	森 林 環 境 譲 与 税			771	－	771	皆増	
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			922	971	△ 49	△ 5.0	
	合 計			1,219,454	1,162,342	57,112	4.9	
	特 別 区 民 税 特 例 加 減 算 額			△ 8,894	△ 8,339	△ 555	－	
	地 方 消 費 税 交 付 金 特 例 加 算 額			18,631	11,310	7,321	64.7	
基 準 財 政 需 要 額 C	基 準 財 政 需 要 額 C			2,191,329	2,193,190	△ 1,861	△ 0.1	
	経 常 的 経 費			1,890,876	1,839,990	50,886	2.8	
	投 資 的 経 費			300,453	353,200	△ 52,747	△ 14.9	
差 引 C－B				962,137	1,027,877	△ 65,740	△ 6.4	
交 付 額	普 通 交 付 金			962,137	1,027,877	△ 65,740	△ 6.4	
	特 別 交 付 金			50,639	54,098	△ 3,459	△ 6.4	
	計			1,012,776	1,081,975	△ 69,199	△ 6.4	

* 平成28年改正前の地方税法に規定する軽自動車税

* 端数処理の結果、縦横計が合わない場合がある。

都区財政調整制度の算定方法等の規定状況（概要）

地方自治法	地方自治法施行令	都財調条例	都財調条例施行規則
第 282 条（特別区財政調整交付金） 1 都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。 2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第 5 条第 2 項に掲げる税のうち同法第 734 条第 1 項及び第 2 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものの収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額に同項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法第 2 条第 4 項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。		第 1 条（目的） 1 地方自治法第 282 条第 1 項及び第 2 項の規定の基づき、特別区財政調整交付金について必要な事項を定める。	第 1 条（趣旨） 1 都区財調条例の施行について必要な事項を定める。
	第 210 条の 10（交付金の総額） 1 交付金の総額は調整税に条例で定める割合を乗じて得た額	第 3 条（交付金の総額） 1 条例で定める割合 1,000 分の 551 2 前年度以前の調整税額の収入額と見込み額の 1,000 分の 551 との間に超過額又は不足額がある場合にはその分を加算又は減額	
	第 210 条の 11（交付金の種類） 1 普通交付金と特別交付金 2 普通交付金の総額は、交付金総額に一定の割合を乗じた額 3 特別交付金の総額は、交付金総額に 1 から前項の割合を引いた割合を乗じた額	第 4 条（交付金の種類等） 1 普通交付金と特別交付金（同左） 2 普通交付金の一定割合 100 分の 95 3 特別交付金の割合 100 分の 5	
	第 210 条の 12（交付金の交付） 1 普通交付金は基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区に交付※需要、収入の算定は、地方交付税法第 11 条から第 13 条の規定におおむね準じる。 なお、収入の項目を規定し、基準税率等は、100 分の 85 としている。	第 5 条（交付金の交付） 1 普通交付金の交付（同左） 第 9 条（基準財政需要額の算定方法） 測定単位の数値を単位費用に乘じた額を合算した額 第 10 条（測定単位及び単位費用） 測定単位及び単位費用を別表で定める。 第 11 条（測定単位の数値の補正） 補正の種類 種別、段階、密度、態容 第 12 条（基準財政収入額の算定方法） 1 収入の項目、基準税率等は同左 2 各収入項目の算定基礎を表に規定	第 4 条（測定単位の数値の算定基礎及び算定方法） 第 5 条（測定単位の数値の補正） 第 6～10 条（各補正係数の率、算定方法等） 第 11～24 条（各収入項目の算定方法）
	4 特別交付金は、普通交付金の算定後の災害等の特別の財政需要や財政収入の減少、その他特別の事情があると認められる特別区に交付	第 5 条（交付金の交付） 1 特別交付金の交付（同左）	
	2 各特別区に交付すべき普通交付金の額は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（財源不足額）とする。ただし、財源不足額合算額が普通交付金の総額を超える場合は、割り落としにより算定した額とする。 3 普通交付金の総額が前項ただし書の規定により算定した額に満たない場合は、特別交付金の総額から充当する。	第 6 条（普通交付金の算定等） 1 普通交付金の交付（同左） 2 特別交付金の交付（同左）	
	第 210 条の 13（特別交付金の額の変更） 1 普通交付金の総額が財源不足額合算額を超える場合は、特別交付金に加算。	第 6 条（普通交付金の算定等） 3 特別交付金の変更（同左）	
	第 210 条の 14（条例で定める割合の変更） 1 普通交付金の総額が引き続き財源不足額合算額と著しく異なることとなる場合は、条例で定める割合の変更を行う。	規定なし	
第 282 条 3 都は、政令で定めるところにより、特別区財政調整交付金に関する事項について総務大臣に報告しなければならない。	第 210 条の 15（報告） 1 特別区ごとの交付金の額、基準財政需要額、基準財政収入額の算定方法等の報告		
第 282 条 4 総務大臣は、必要があると認めるときは、特別区財政調整交付金に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができる。			
第 282 条の 2（都区協議会） 2 財調に関し条例を定める場合は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。	第 210 条の 16（都区協議会） 協議内容、組織等を規定		
		-都条例において規定- 第 2 条（用語の意義）第 7～8 条、第 13～16 条（交付金の算定期日等）第 17 条（端数計算）第 18 条（委任）附則（算定に関する規定あり）別表（単位費用表）	第 25 条（端数計算） 附則（施行期日等） 別表（補正係数等）

都区財政調整制度の運用上の課題（例）

◇ 都区間の財源配分の適正化

- 自治法の趣旨に則った役割分担に基づく財源配分の明確化
⇒都区のあり方検討の結果で整理
- 合意事項である変更事由に基づく配分見直しルール確立
 - ・配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正、都区の事務配分・役割分担の大幅な変更、その他必要な場合に変更
- 事務移譲の際のルール確立
 - ・当該事務の執行に充てられていた金額と等しい財源を移譲
 - ・財源移譲は、事務の性格に応じ、財調交付金の配分率の変更又は事務処理特例交付金の交付等で実施
- 都市計画交付金の拡充
 - ・都市計画税を原資として、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合う配分となるようルール化

◇ 特別区間配分の適正化

- 算定の簡明化等の改善・合理化
 - ・標準区経費の適正化、基礎的・普遍的事業の的確な算定、標準的・包括的算定の拡大等
- 自主財源の確保
 - ・各区の自主財源率を概ね 20～30%の範囲内
- 特別交付金の割合の縮減と算定ルールの明確化

◇ 特別区の主体性の強化

- 特別区の主体的な調整結果を反映した区間配分協議の実現
- 調整税の政策税制に係る協議ルールの確立
 - ・固定資産税の軽減措置等の取り扱い等
- 調整税の取り扱いの改善
 - ・調整税の特別会計への直入等会計上の取扱いの改善
 - ・調整税の徴収事務についての都区連携体制の構築

◇ 制度上の問題点や諸改革の動向等を踏まえた制度見直し

- 現行制度上の問題点の是正
 - ・年度途中の調整税の減収について、一般の市町村が採りうる減収対策に見合う対応策の整備等
- 税源移譲、税制改正、地方交付税改正等を踏まえた制度・運用の見直し
- 地方分権改革等に対応した制度・運用の見直し

道府県分と市町村分の組替えによる財源超過額の試算（元年度）

□ 普通交付税算定結果（積算資料は東京都作成）

（単位：億円）

	基準財政需要額(A)	基準財政収入額(B)	財源超過額(B-A)
市町村分算定額	15,377	24,956	9,578
道府県分算定額	20,116	23,830	3,714
合計	35,493	48,786	13,292

□ 都区の実際の事務配分・財源配分に応じて組替えた場合

市町村分で算定されている需要額	消防費、下水道費等が行っている経費	1,527
	都が財源対策のため発行した起債償還費	647
	包括算定経費	64
	臨時財政対策債振替相当額	0
市町村分で算定されている収入額	市町村民税法人分、固定資産税の45%	6,196
	事業所税等100%	886

組替え後

	基準財政需要額(C)	基準財政収入額(D)	財源超過額(D-C)
特別区	13,139	17,874	4,735
東京都	22,354	30,912	8,557
合計	35,493	48,786	13,292

